

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	北海道医療給付事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

当別町は、北海道医療給付事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

北海道医療給付事業に関する事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

北海道当別町長

公表日

平成26年12月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	北海道医療給付事業に関する事務
②事務の概要	・北海道医療給付事業に基づき、「当別町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」及び「当別町乳幼児等医療費の助成に関する条例」により、対象者に医療給付事務等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①北海道医療給付事業の事務(重度心身障害者、ひとり親、乳幼児)
③システムの名称	総合行政情報システム(医療給付システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
医療給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、当別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表第1 1, 2, 3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	当別町 保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	当別町(福祉部保健福祉課) 石狩郡当別町西町32番地2 0133-23-3019
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	当別町(福祉部保健福祉課) 石狩郡当別町西町32番地2 0133-23-3019

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5	福祉部 福祉課 子育て推進課 福祉課長 高取 真由美 子育て推進課長 森 淳一	当別町 保健課 保健課長 中出 徳昭	事後	
平成28年4月1日	7	当別町(福祉部福祉課、福祉部子育て推進課) 石狩郡当別町西町32番地2 0133-25-2661	当別町(福祉部保健課) 石狩郡当別町西町32番地2 0133-25-2661	事後	
平成28年4月1日	8	当別町(福祉部福祉課、福祉部子育て推進課) 石狩郡当別町西町32番地2 0133-25-2661	当別町(福祉部保健課) 石狩郡当別町西町32番地2 0133-25-2661	事後	
平成28年10月1日	3	利用までに条例で制定する。	番号法第9条第2項、当別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、当別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項	事前	
平成28年10月1日	4-①	未定	実施する	事前	
平成28年10月1日	4-②		番号法第19条第14号	事前	
平成29年4月1日	I-5-① 部署	当別町 保健課	当別町 保健福祉課	事後	
平成29年4月1日	I-1-② 所属長	保健課長 中出 徳昭	保健福祉課長 山下 勝也	事後	
平成29年4月1日	1-7 請求先	当別町(福祉部保険課) 石狩郡当別町西町32番地2 0133-25-2661	当別町(福祉部保健福祉課) 石狩郡当別町西町32番地2 0133-25-2661	事後	
平成29年4月1日	1-8 連絡先	当別町(福祉部保険課) 石狩郡当別町西町32番地2 0133-25-2661	当別町(福祉部保健福祉課) 石狩郡当別町西町32番地2 0133-25-2661	事後	
平成30年4月1日	I-1-② 所属長	保健福祉課長 山下 勝也	保健福祉課長	事後	
平成31年4月1日	1-7 請求先	当別町(福祉部保健福祉課) 石狩郡当別町西町32番地2 0133-25-2661	当別町(福祉部保健福祉課) 石狩郡当別町西町32番地2 0133-23-3019	事後	
平成31年4月1日	1-8 連絡先	当別町(福祉部保健福祉課) 石狩郡当別町西町32番地2 0133-25-2661	当別町(福祉部保健福祉課) 石狩郡当別町西町32番地2 0133-23-3019	事後	
平成31年4月1日	II-1 II-2	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策		様式差替による項目追加	事後	